（再保険料）

第二百四十七条　令第四十三条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、保険限度額区分等ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2　前項の危険段階別再保険料基礎率は、異常各年被害率を基礎として保険限度額区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（保険関係に関する通知）

第二百四十九条　法第二百七条において準用する法第百九十五条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

一　保険限度額区分等

二～五　（略）

2・3　（略）

（損害発生に関する通知事項）

第二百五十条　法第二百七条において準用する法第百九十六条の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

一　保険限度額区分等

二～五　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の規定は、令和二年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○国土交通省令第三十六号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第四条第三項の規定に基づき、自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令（昭和三十九年運輸省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（売りさばき手数料の支払い） **第十条**　印紙の売りさばき手数料の額は、売り渡した印紙の金額の百分の一・三に相当する金額に百分の百十を乗じて得た金額とする。 2　（略） （印紙の買戻し） **第十六条**　売りさばき人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に掲げる者は、残存する印紙の買戻しを地方運輸局長に請求することができる。この場合においては、当該印紙の金額の百分の一・三に相当する金額に百分の百十を乗じて得た金額をその買戻額から差し引くものとする。 一～五　（略）	（売りさばき手数料の支払い） **第十条**　印紙の売りさばき手数料の額は、売り渡した印紙の金額の百分の一・三に相当する金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。 2　（略） （印紙の買戻し） **第十六条**　売りさばき人が次の各号の一に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる者は、残存する印紙の買戻しを地方運輸局長に請求することができる。この場合においては、当該印紙の金額の百分の一・三に相当する金額に百分の百八を乗じて得た金額をその買戻額から差し引くものとする。 一～五　（略）